

参 考 資 料

目 次

議案第 1 号資料

- 神戸鳥獣保護区特別保護地区地図・・・・・・・・・・ 1
- 神戸鳥銃保護区特別保護地区 指定公聴会開催結果・・・・・・・・ 7

議案第 2 号資料

- 富津岬鳥獣保護区特別保護地区地図・・・・・・・・・・ 9
- 富津岬鳥獣保護区特別保護地区 指定公聴会開催結果・・・・・・・・ 13

議案第 3 号資料

- ヤマドリ捕獲数、出合状況・・・・・・・・・・ 15
- 利害関係人への意見聴取結果(ヤマドリの雄)・・・・・・・・ 21

議案第 4 号資料

- キツネの目撃情報の変遷、目撃数の推移・・・・・・・・ 23
- 利害関係人への意見聴取結果(キツネ)・・・・・・・・ 27
- 「千葉県レッドデータブック」における評価・・・・・・・・ 29

規程関係

- 千葉県環境審議会運営規程・・・・・・・・・・ 31
- 千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程・・・・・・・・ 35

神戸鳥獣保護区特別保護地区



神戸鳥獣保護区特別保護地区 区域図

【凡例】

赤線：鳥獣保護区

赤斜線：特別保護地区

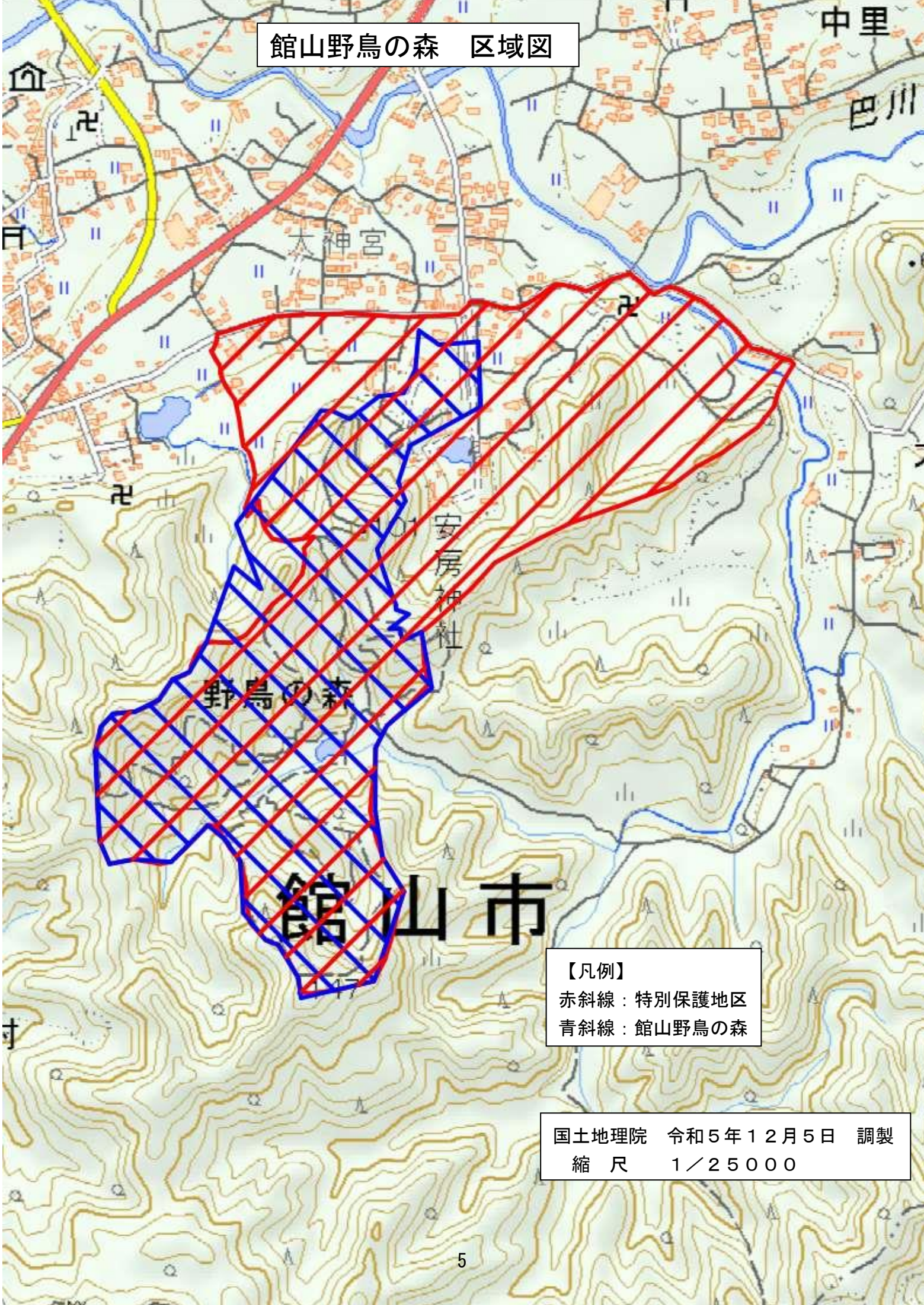
緑線：国定公園

国土地理院 令和5年12月5日 調製

縮尺 1/25000



館山野鳥の森 区域図



【凡例】
赤斜線：特別保護地区
青斜線：館山野鳥の森

国土地理院 令和5年12月5日 調製
縮尺 1/25000

神戸鳥獣保護区特別保護地区 指定公聴会開催結果

- 1 名 称 神戸鳥獣保護区特別保護地区
- 2 開催日時 令和6年6月20日(木) 午後2時から
- 3 開催場所 千葉県安房合同庁舎3階 大会議室
- 4 議長名 県安房地域振興事務所 所長 伏居 丈夫
- 5 公述人 館山市長、香取区長、中郷区長、西町区長、川坂区長、上郷区長、
安房神社宮司、県南部林業事務所長、安房猟友会会長、
千葉県森林組合安房支所長、安房農業協同組合代表理事組合長、
県立館山野鳥の森管理事務所長、鳥獣保護員2名

6 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠席
14人	2人	3人	9人

7 公述人賛否等

賛成	条件付賛成	反対
14人	0人	0人

8 傍聴者

0人

9 公述人の意見

- ・ 野鳥の森との関連をより密にし、具体的な鳥獣の名称や資料を児童・生徒・区民に伝えて頂きたい。
- ・ 生活に害を与えている、イノシシ等を何とか駆除できないか考えて頂きたい。
(中郷区長)
- ・ 鳥獣被害に対する援助を考えて頂きたい。
- ・ 水場等の環境維持の経費補助を考えて頂きたい。
(上郷区長)
- ・ 神戸鳥獣保護区特別保護地区の指定については是非とも継続をしてもらいたい。安全防止の一環としても、今後も解除の必要はないと考えている。
(安房猟友会会長)
- ・ 野鳥も多くいる場所であり、昨年は有害鳥獣の被害状況等がないことから、このまま継続していいと考える。
(鳥獣保護員)
- ・ 自然環境の良い土地でもあることから、継続した方がいいと考える。
(鳥獣保護員)

10 議長判断

当該地域は、特別保護地区として設定されるべきと判断する。

一方で、地元要望にある有害鳥獣駆除を含めた対策等については継続して検討していく必要がある。

(事由)

地元代表を含む公述人から有害鳥獣対策や情報提供を求める意見が出されており、鳥獣の適正管理と県民の生活被害の軽減について、さらなる配慮が必要と思われるが、反対者はなく、設定は妥当であると判断する。

富津岬鳥獣保護区特別保護地区



富津岬鳥獸保護区特別保護地区 区域図

【凡例】

- 赤線：鳥獸保護区
- 赤斜線：特別保護地区
- 緑線：国定公園
- 黄色線：県立公園
- 青線：県指定天然記念物



国土地理院 令和5年12月5日 調製

縮尺 1/25000

富津岬鳥獣保護区特別保護地区 指定公聴会開催結果

- 1 名 称 富津岬鳥獣保護区特別保護地区
- 2 開催日時 令和6年6月21日（金）午後2時から
- 3 開催場所 千葉県君津合同庁舎4階 大会議室
- 4 議長名 県君津地域振興事務所 所長 陣野 正美
- 5 公述人 富津市長、富津地区区長会長、県中部林業事務所長、
 県君津土木事務所長、千葉県森林組合長、
 君津市農業協同組合代表理事組合長、
 富津漁業協同組合代表理事組合長、新富津漁業協同組合代表理事組合長、
 富津市観光協会長、君津猟友会長、鳥獣保護管理員

6 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠 席
11人	6人	1人	4人

7 公述人賛否等

賛 成	条件付賛成	反 対
11人	0人	0人

8 傍聴者

0人

9 公述人の意見

- ・ 利害関係者からの意見等があった場合、その意見の調整が整ったとき賛同とする。
 （富津市長）
- ・ 住民の中にノリ養殖をやっている者もあり、カモが異常に増えて当該地域の生活圏を脅かしているのは、問題である。
 （富津地区区長会長）
- ・ 特別保護地区の一部で、海からの潮風の防止、風速の緩和、公衆の保健を目的に海岸県有保安林を管理している。現地はクロマツを主体とした森林であり、野生鳥獣の生息に非常に適している。
 （県中部林業事務所長）
- ・ ノリの養殖業では以前からカモの食害が発生している。何十年か前は猟銃で捕獲していたが今は行っておらず、カモがどんどん増えており、ノリの新芽を食べてしまう。ノリの被害への対応も考えてほしい。（新富津漁業協同組合代表理事組合長）
- ・ あまりに保護しすぎると害が出てくるため、その点については、十分考慮してほしい。
 （富津市観光協会長）

- ・ 富津市の農林水産関係の部局と連携を取っており、農業被害等についても、富津市鳥獣被害防止計画に基づき対応できる。 (君津市猟友会長)
- ・ 特別保護地区には、いろいろな野鳥等が生息している。それ以上の野鳥がそこで見られるような方向にこれからも進んでいけば良いと思う。 (鳥獣保護管理員)

10 議長の判断

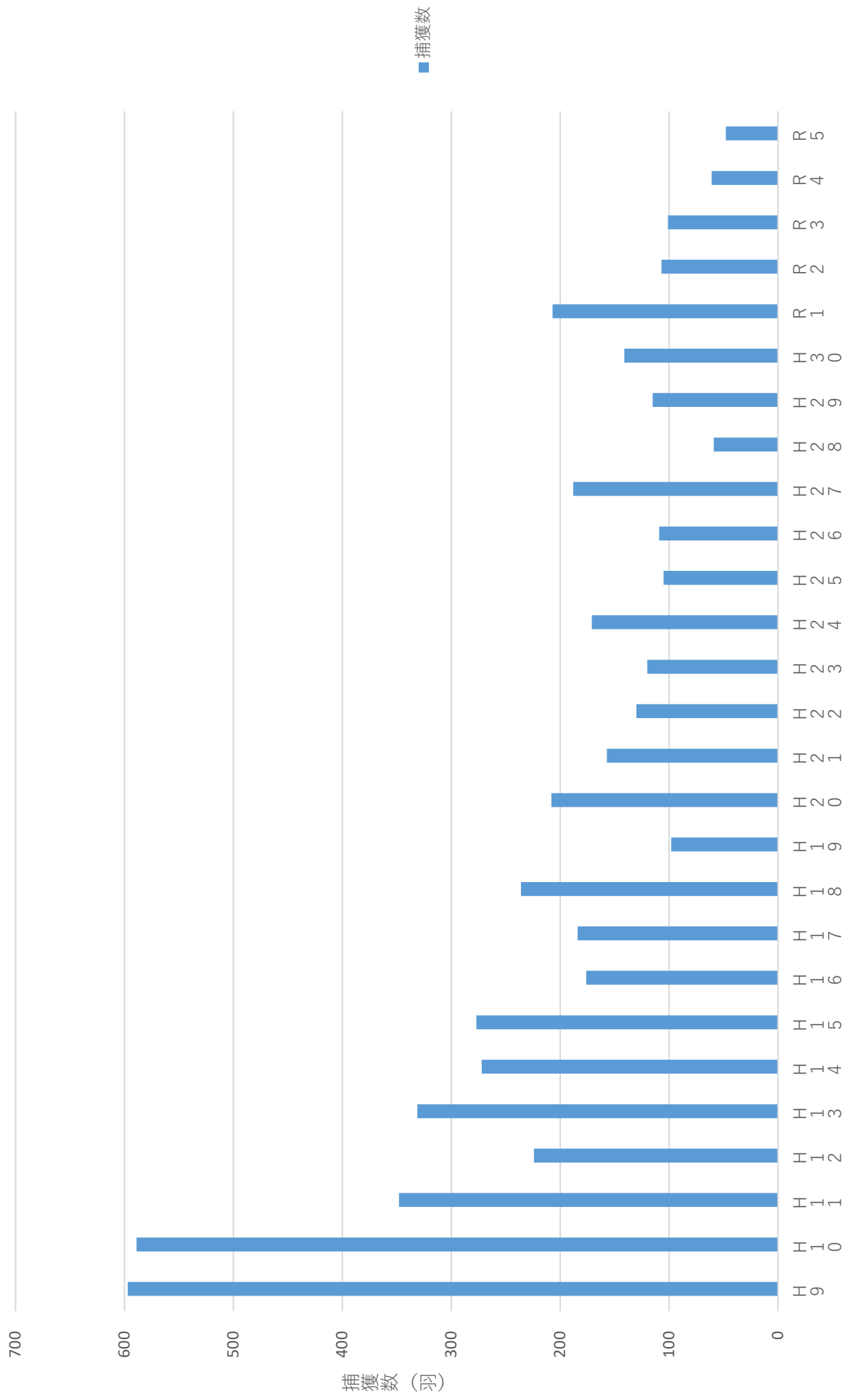
当該地域を特別保護地区として指定することは、当該地域に生息する野生鳥獣の生息環境を保全するために適当であると判断する。

なお、公述人より意見のあった、当該地域周辺において発生している、カモによる・ノリの食害への対策については、今後、富津市と連携しながら、被害の状況を把握し、対応の検討を行う必要がある。

(事由)

本件に係る公述人の意見は、全員賛成であった。

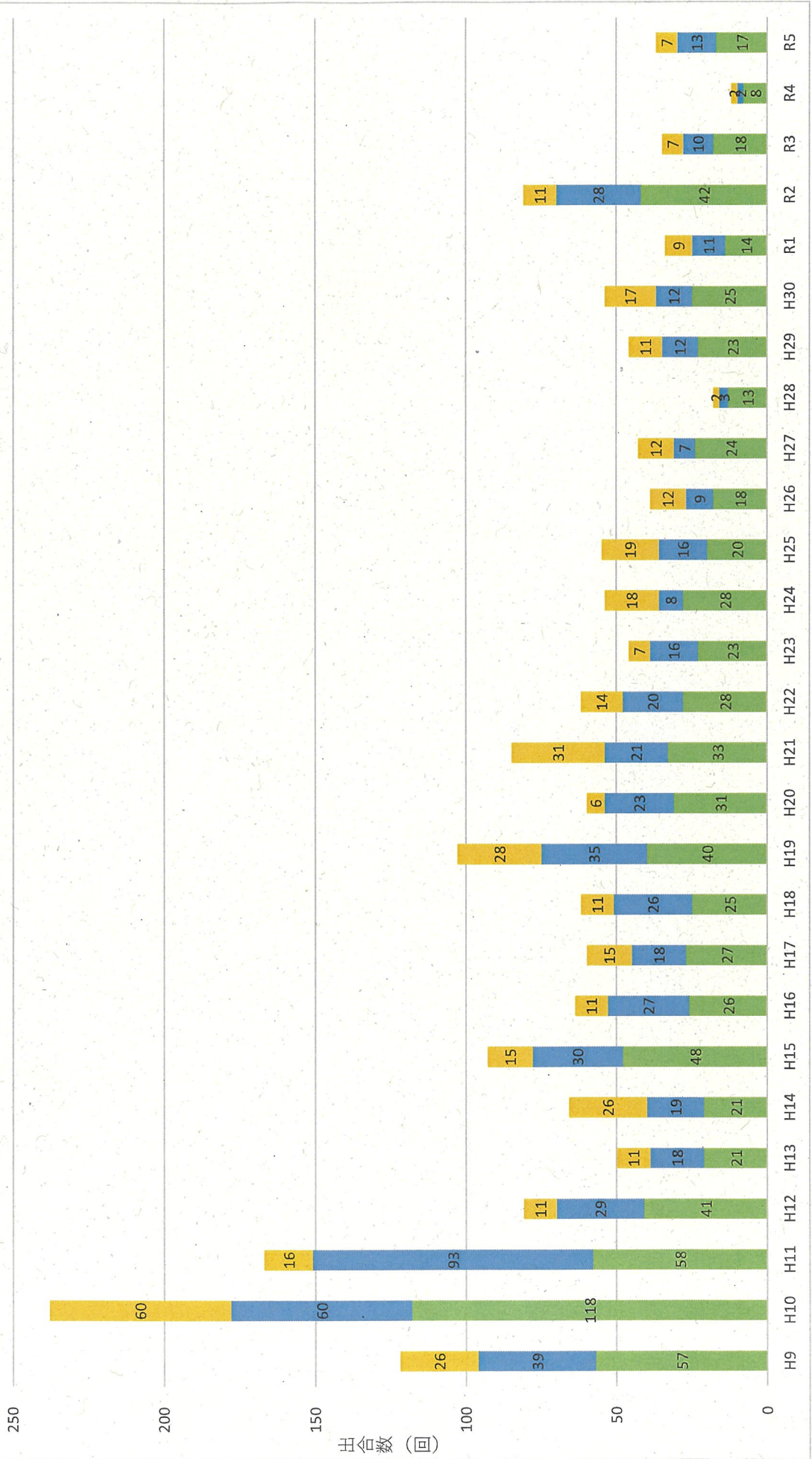
図1：ヤマドリ捕獲数（千葉県内、狩猟期間中）



(千葉県「狩猟実態調査」結果を自然保護課にて調製)

図2：初猟日におけるヤマドリの出合状況（千葉県内、初猟日：原則、各年11月15日）

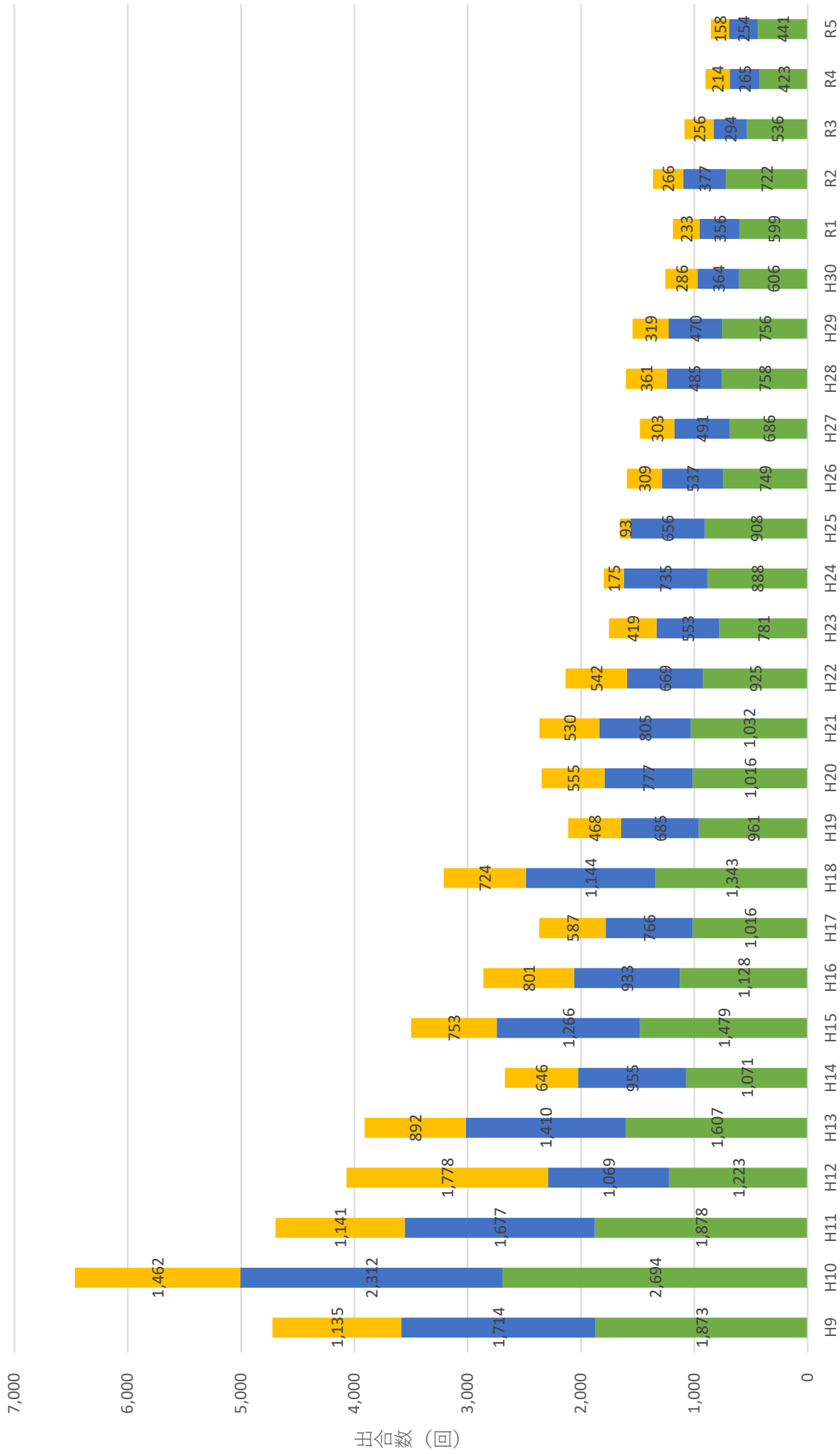
■ オス ■ メス ■ 不明



（千葉県「狩猟実態調査」結果を自然保護課にて調製）

図3:ヤマドリの出合状況 (狩猟期間中)

■ オス ■ メス ■ 不明



(千葉県「狩猟実態調査」結果を自然保護課にて調製)

利害関係人への意見聴取結果（ヤマドリの雄の狩猟制限）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 12 条第 6 項により準用する第 7 条第 5 項の規定により、狩猟制限を行うに当たり利害関係人への意見聴取を行った結果は、以下のとおりであった。

1 利害関係人

	所属・職名	氏名
1	林野庁関東森林管理局長（千葉森林管理事務所長）	原 啓一郎
2	千葉県森林組合連合会 代表理事会長	酒井 茂英
3	千葉県農業協同組合中央会 会長	松本 善一
4	千葉県自然保護連合 代表	牛野 くみ子
5	日本野鳥の会千葉県 保護委員会	小島 久佳
6	一般社団法人千葉県猟友会 会長	伊東 新一

2 照会事項

ヤマドリの雄について、毎年 1 月 16 日から 2 月 15 日までを捕獲禁止とする措置を 5 年間延長することについて

3 聴取時期

令和 6 年 8 月上旬～中旬

4 賛否

賛成 5、条件付賛成 1、反対 0

5 意見等

- ・ 生息数回復が確認されていないこと。林業に悪影響を与えていないため、賛成。
(千葉県森林組合連合会)
- ・ 農作物被害の影響が出ないことを条件に賛成します。
(千葉県農業協同組合中央会)
- ・ 捕獲による生息数の減少が出合い状況から分かる。引き続き捕獲制限することが回復につながる。
(千葉県自然保護連合)
- ・ ヤマドリは放鳥による増殖を図っているが、県南部一部で局地的に生息が確認されているのみである。平成 28 年～令和 3 年間に実施した「全国鳥類繁殖分布調査」でも記録されたメッシュは 1 ヶ所のみでその数が増加していない。引き続き捕獲制限を継続すべきである。
(日本野鳥の会千葉県)

図4：千葉県におけるキツネの目撃情報

平成21～25年度、平成26～30年度、及び令和1～5年度の狩猟期に実施された狩猟実態調査において、キツネの目撃情報があったメッシュを色分けした。

なお、枠内の数字は各期間中のキツネの目撃数の合計数を表す。

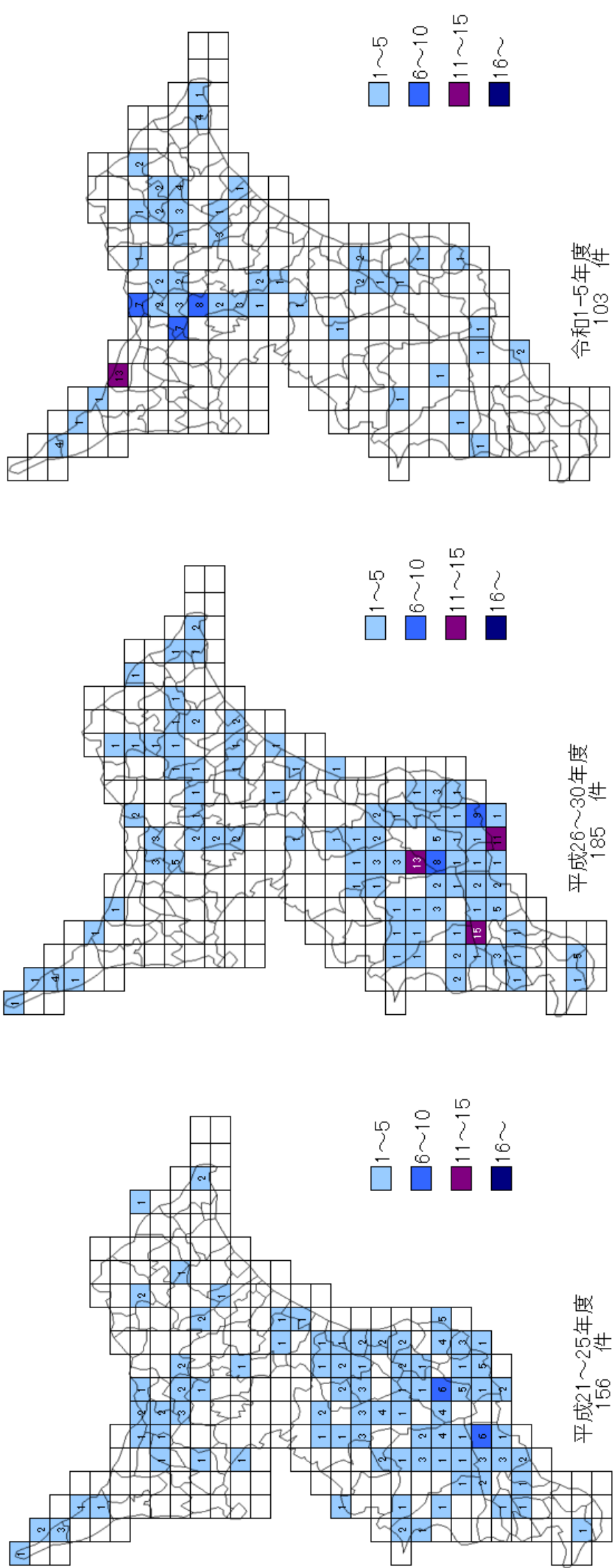
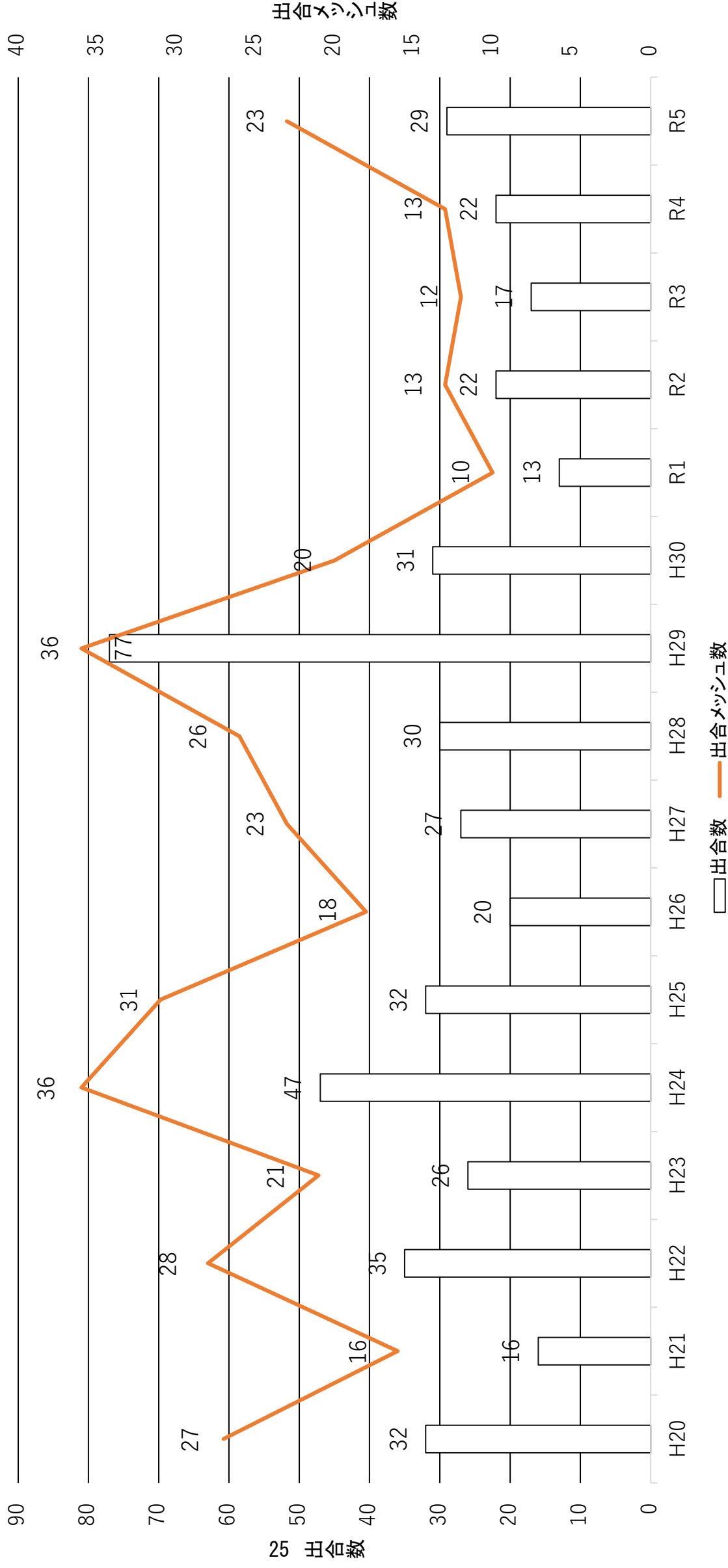


図5：狩猟実態調査におけるキツネの目撃情報
(千葉県内、対象期間：平成20年度～令和5年度)

キツネ出合数



利害関係人への意見聴取結果（キツネ捕獲禁止）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第6項により準用する第7条第5項の規定により、狩猟制限を行うに当たり利害関係人への意見聴取を行った結果は、以下のとおりであった。

1 利害関係人

	所属・職名	氏名
1	林野庁関東森林管理局長（千葉森林管理事務所長）	原 啓一郎
2	千葉県森林組合連合会 代表理事会長	酒井 茂英
3	千葉県農業協同組合中央会 会長	松本 善一
4	千葉県自然保護連合 代表	牛野 くみ子
5	日本野鳥の会千葉県 保護委員会	小島 久佳
6	一般社団法人千葉県猟友会 会長	伊東 新一

2 照会事項

キツネの捕獲禁止を5年間延長することについて

3 聴取時期

令和6年8月上旬～中旬

4 賛否

賛成5、条件付賛成1、反対0

5 意見等

- ・ 生息数回復が確認されていないこと。林業に悪影響を与えていないため賛成。
(千葉県森林組合連合会)
- ・ 農作物被害の影響が出ないことを条件に賛成する。(千葉県農業協同組合中央会)
- ・ 本県におけるキツネの生息数は少ないことを目撃情報が示している。地域個体群を維持するうえでも捕獲禁止の延長が望まれる。
(千葉県自然保護連合)
- ・ 県内では希少哺乳類で、農作物に被害を与えるげっ歯類の捕食者である。
捕獲禁止とすべき種である。
(日本野鳥の会千葉県)

「千葉県レッドデータブック」における ヤマドリ・キツネの評価について

「千葉県レッドデータブック動物編」(2019年改訂版)では、ヤマドリがランクC(要保護生物)、キツネがランクB(重要保護生物)であり、保護の継続が必要である。

(両種については、2011年発行の初版でも、同様の評価であった)。

1 千葉県レッドデータブック

千葉県レッドデータブックは、種ごとに生物学的観点に基づくデータから絶滅の危険性を評価し、保護の視点を加味したランクをつけ、分布や保護対策などを記述したもの。

(レッドデータブックのランク)

- A：最重要保護生物(個体数が極めて少ない)
- B：重要保護生物(個体数がかなり少ない)
- C：要保護生物(個体数が少ない)
- D：一般保護生物(個体数が少なく注意が必要)

2 ヤマドリとキツネのランク

	千葉県レッドデータブック 2011年改訂版	千葉県レッドリスト 2019年改訂版
ヤマドリ	C	C
キツネ	B	B

3 評価の理由

(ヤマドリ)

ヤマドリは代表的な狩猟鳥だが、県内では1970年までに乱獲と環境悪化により個体数が減少している(千葉県1976)。

2011年以降に関しては、千葉県野鳥の会の会報などで確認できる観察記録において、ヤマドリはほとんど確認されておらず、観察例は極めて少ない。もしヤマドリの個体数が回復傾向にあるならば、観察例も増加すると推定されるが、現況では極めて少ないため、回復傾向はみられず、ランクCの評価を継続した。

(キツネ)

アカギツネは、千葉県においては戦前から生息数は少ないとされており、時代とともにさらに減少したと考えられていることから(落合ほか1999)、ランクBの重要保護生物に選定された。

その後も、千葉県立中央博物館に寄せられるアカギツネの情報は、年間2~3件程度という状況が続いている。情報源はロードキル、センサーカメラ等による撮影など。なお、生息情報は利根川沿いの県北地域から得られたもので、房総丘陵を含む県南地域では数年に1度の生息情報しか得られていないことから、生息数が依然として非常に少なく、ランクBの評価を継続した。

千葉県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会(以下「審議会」という。)の議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法律及び条例の定めるところにより、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項の規定により、知事の諮問に応じ、県の環境保全に関して、基本的事項を調査審議すること。
- 二 公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)第6条第1項の規定により、知事が公害防止事業に係る費用負担計画を定める場合(同法第8条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。)に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 三 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第3条第3項の規定により、知事が農用地土壌汚染対策地域を指定する場合(同法第4条第1項の規定により当該地域の区域を変更し、又はその指定を解除する場合を含む。)又は同法第5条第5項の規定により、知事が農用地土壌汚染対策計画を定める場合(同法第6条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。)に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 四 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第5条の3第2項の規定により、知事が指定ばい煙総量削減計画を定める場合(同条の3第6項の規定により当該計画を変更する場合を含む。)に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 五 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項の規定により、県域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項について、その諮問に応じ、調査審議し、又は意見を述べること。
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の5第3項の規定により、県が廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更する場合に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 七 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項の規定により、温泉法(昭和23年法律第125号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定により、その権限に属する事務。

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(部会の設置等)

第4条 審議会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、当該下欄に掲げる事務を所掌させる。

大気環境部会	1 大気環境の保全に係る重要な事項に関する事 2 交通環境対策に係る重要な事項に関する事 3 悪臭防止に係る重要な事項に関する事 4 騒音防止に係る重要な事項に関する事 5 振動防止に係る重要な事項に関する事
水環境部会	1 水環境の保全に係る重要な事項に関する事 2 地盤環境の保全に係る重要な事項に関する事 3 土壌環境の保全に係る重要な事項に関する事
廃棄物・リサイクル部会	1 廃棄物処理に係る重要な事項に関する事 2 資源循環の推進に係る重要な事項に関する事
自然環境部会	1 自然環境の保全に係る重要な事項に関する事 2 自然公園に係る重要な事項に関する事
鳥獣部会	1 野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に係る重要な事項に関する事 2 特定外来生物に係る重要な事項に関する事
温泉部会	1 温泉に係る重要な事項に関する事
企画政策部会	1 環境保全に係る重要な事項(他の部会の所掌に属するものを除く。)に関する事 2 地球温暖化対策に係る重要な事項に関する事 3 環境学習に係る重要な事項に関する事

2 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する部会以外の部会(次項に規定するものを除く。)を設置することができる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

4 部会長は、部会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を当該部会に属する委員に通知するものとする。

(諮問の付議)

第5条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条の規定により設置した適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議するものとする。

3 会長は、第1項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(小委員会の設置等)

第7条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員、専門委員又は臨時委員は、部会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。

4 第4条第4項、第5条、第6条の規定は、小委員会において準用する。この場合、知事の諮問は会長からの付議、前条は第7条第1項、会長は部会長、部会長は委員長、審議会は部会、部会は小委員会と読み替えるものとする。

(書面による審査)

第8条 会長、部会長又は委員長は、必要と認めるときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第9条 会長、部会長又は委員長は、必要と認めるときは、審議会、部会又は小委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第10条 審議会、部会及び小委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会、部会又は小委員会の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会長、部会長又は委員長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。

(会議録)

第11条 審議会、部会及び小委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

2 審議会、部会及び小委員会の会議録は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会、部会又は小委員会の決定により会議録の全部又は一部（発言者の氏名を含む。）を公開しないことができる。

（特別委員、専門委員及び臨時委員）

第12条 特別委員の任期は、当該関係行政機関の職にある期間とする。

2 特別委員は、当該特別の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとし、委員の任期を超えることができない。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

5 第3項及び第4項の規定は、臨時委員において準用する。この場合、専門委員は臨時委員と読み替えるものとする。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、審議会、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長、部会長又は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年6月14日から施行する。

2 平成14年6月13日以前に開催した審議会については、第9条第1項の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成15年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月7日から施行する。

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会運営規程（以下「審議会規程」という。）第7条及び第13条の規定により、千葉県環境審議会鳥獣部会（以下「部会」という。）の議事及び運営に関し、審議会規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の設置等)

第2条 部会に下表の左欄に掲げる小委員会を置き、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

小委員会の名称	所掌事務
ニホンザル小委員会	ニホンザルの保護管理に関すること。
ニホンジカ小委員会	ニホンジカの保護管理に関すること。
イノシシ小委員会	イノシシの管理に関すること。
アカゲザル小委員会	アカゲザルの防除に関すること。
キョン小委員会	キョンの防除に関すること。
アライグマ小委員会	アライグマの防除に関すること。

2 部会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する小委員会以外的小委員会を設置することができる。

3 部会長は、必要と認めるときは、二以上の小委員会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の小委員会の合同の小委員会を設置することができる。

(諮問の付議)

第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができる。

ただし、鳥獣保護管理事業計画、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。

(小委員会の会議)

第4条 小委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員、専門委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会の決議)

第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができるものとする。

2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。

一 第二種特定鳥獣管理計画の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項

二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項

三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は部会長又は委員長がそれぞれ定める。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月19日から施行する

附 則

この規程は、平成27年9月18日から施行する。